

 예금보험공사
KOREA DEPOSIT INSURANCE CORPORATION 第6回東アジア倒産再建協会シンポジウム

第三セッション
韓国

**韓国の破たん金融機関整理制度
および破産財団の管理**

2014. 9.

預金保険公社

発表者： 清算回収企画部 チーム・リーダー ユ・デイル

 예금보험공사
KOREA DEPOSIT INSURANCE CORPORATION 第6回東アジア倒産再建協会シンポジウム

目 次

I.	預金保険制度の概要	2
II.	韓国預金保険公社の機能および役割	3
III.	韓国の破たん金融機関整理制度	4
IV.	韓国の金融機関破産財団の管理	11

1

I. 預金保険制度の概要

- **預金保険制度**：金融機関が破たんして、顧客の預金を支払うことができなくなったとき、預金保険機構が金融機関に代わって預金を支払う制度
- **預金保険制度の目的**：預金者の保護および金融システムの安定

※ 預金者保護法第1条(目的)この法律は金融機関が破産等の理由により預金を支払うことができなくなった状況に対処するために預金保険制度を効率的に運営して預金者等を保護し、金融制度の安定性を維持することに貢献することを目的とする。



2

II. 韓国預金保険公社の機能および役割

- 韓国預金保険公社(KDIC)は、「預金者保護法」に従って、1996年6月に設立され、1997年から銀行圏を対象に預金保険業務を開始
- 1998年4月から保険、証券、総合金融機関、相互貯蓄銀行、信用協同組合等の預金者保護基金を統合して六つの金融圏を対象に預金者保護業務を遂行
 - * 信用協同組合は2004年からKDIC付保対象から除外され、自ら預金者保護制度を運営

付保金融機関現況

(' 14.6月末基準)

区分	銀行	金融投資会社	保険会社	総合金融機関	総合貯蓄銀行	合計
個数	57	118	48	1	90	314

➢ KDICの主要業務

- ✓ 金融機関の預金保険料などで基金を設立・管理
- ✓ 金融機関の経営分析を通じて破たんの可能性を早期に予防
- ✓ 破たん金融機関の整理および預金保険金の支払
- ✓ 破産配当、資産売却などによって支援資金を回収
- ✓ 金融機関の破綻に責任ある役員及び債務者に対する責任追及

3

Ⅲ. 韓国の破たん金融機関整理制度

◆ 破たん金融機関の整理原則

➤ 最小費用の原則(預金者保護法第38条の4)

- ✓ KDICは、破たん金融機関に対して保険金を支払ったり資金支援をしたりする場合、預金保険基金の損失が最小になる方式を適用しなければならないという原則
- ✓ 金融機関の清算又は破産等が金融制度の安定性を大きく害する恐れがあると預金保険委員会が認定する場合、例外的に適用可能
- ✓ 最小費用の原則は破たん金融機関の整理の時、最優先に考慮すべき事項であり、破たん金融機関の資産・負債等に対する実査を行い経営および財務の状態を客観的に把握し、整理方式による費用を検証

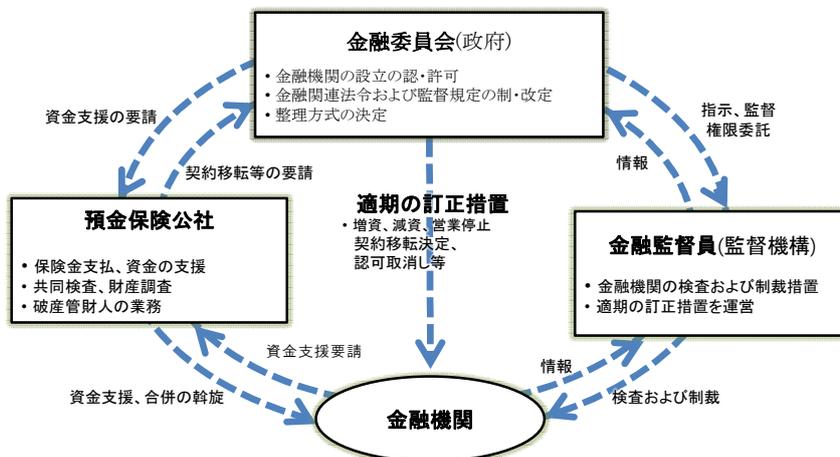
➤ 公平な損失分担の原則(預金者保護法第38条の5)

- ✓ KDICは資金支援の時、金融機関の破たんに責任がある者の間の公平な損失分担を前提にしなければならないという原則
 - 株主：減資等の処理を通じて責任負担
 - 破たんに責任がある役員および債務者：破たん責任の調査を通じて損害賠償責任を負担
 - 金融機関および役員：経営正常化履行の約定締結等を通じて人員削減、資金凍結などの自的努力

4

Ⅲ. 韓国の破たん金融機関整理制度

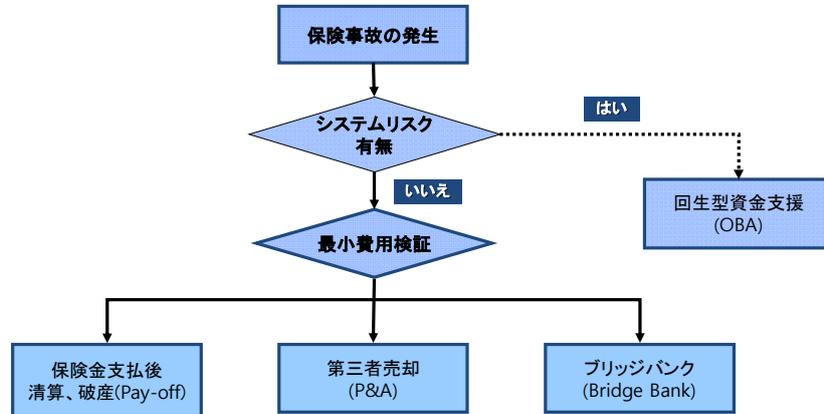
◆ 破たん金融機関の整理体制



5

Ⅲ. 韓国の破たん金融機関整理制度

◆破たん金融機関の整理手続



6

Ⅲ. 韓国の破たん金融機関整理制度

◆破たん金融機関の整理方式

➤ 閉鎖型整理方式

1. 清算/破産(Liquidation/Bankruptcy)

- ✓ KDICが預金者に保険金を支払って金融機関を閉鎖する伝統的な整理方式であり、他の整理方式と比べて使われる直接費用が少なく、比較的国民経済の損失も少ない場合に適用
- ✓ (資金支援) 預金者一人当たり五千万ウォンを限度に保険金を支払
- ✓ (回収) 預金債権を譲受け、破産債権として届出、配当による回収
- ✓ (事例) 保険金の支払規模が少ない総合金融機関、相互貯蓄銀行、信用協同組合など

2. 契約移転(P&A)

- ✓ 破たん金融機関の資産および負債を第三者に選択的に移転する方式で、合併と違って、優良資産と負債のみを移転し、人員を選択的に雇用できる
- ✓ (資金支援) 負債が資産を超えた純資産不足分の出捐、資産の買取
- ✓ (回収) 破産手続きを通じて残余財産を換価し、破産配当による回収、資産売却など
- ✓ (事例) 銀行、保険会社、相互貯蓄銀行等

3. ブリッジバンク(Bridge bank)

- ✓ 一時的にブリッジバンクを設立して破たん金融機関の資産および負債を移転させる方式で、M&A、契約移転等の必要性は認められるが、適切な引受人が適期に現れなかった場合に適用
- ✓ (資金支援) ブリッジバンク出資、契約移転純資産不足額の出捐
- ✓ (回収) 出資株式の売却、破産配当による回収
- ✓ (事例) 相互貯蓄銀行等

7

資金支援の例示(P&A, ブリッジバンク)

B/S (資金支援の前)

資産	負債
純資産 不足額	



P&A

優良資産	負債 (5千万ウォン以内の 預金債権)
出捐 (KDIC)	
プレミアム	
出資 (引受人)	資本金

B/S (資金支援の後)

ブリッジバンクP&A

優良資産	負債 (5千万ウォン以内の 預金債権)
出捐 (KDIC)	
出資 (KDIC)	資本金

* 破たんした機関の資産は、KDICの子会社であるKR&Cが買取るか、破産手続きを通じて換価後配当

8

Ⅲ. 韓国の破たん金融機関整理制度

➤ 回生型整理方式

4. 売却又は合併(M&A)

- ✓ 破たん金融機関を公開売却手続きを通じて他の金融機関に売却したり合併させたりする方式で、清算・破産又は契約移転がシステム不安を招く恐れがある場合に適用
- ✓ (回収) 出資株式の売却、資産売却など
- ✓ (資金支援) 純資産不足額の出捐および出資、資産の買取など
- ✓ (事例) 第一銀行、HANVIT銀行(商業+ハンイル)、ハナ銀行(ハナ+ボラム)など

* 出資の際には、損益分担の原則に従って、破たんに責任ある既存の株主に対して全額減資をすることで経営を正常化以降、企業価値の回復による利益が破たんの原因である株主に返ることがないようにする

5. 自己正常化(Open Bank Assistance, OBA)

- ✓ 破たん金融機関に対してKDICが出資、出捐などで資金を支援して経営を正常化させる方式で、引受希望者がいないと判断されたり売却が成功できなかったりした場合、(市場から)退出させることが原則であるが、退出による国民経済的損失が大きいと判断される場合は、資金支援を通じて経営を正常化させた後一定期間が経過してから売却
- ✓ (資金支援) 純資産不足額の出捐および資本適正性の維持のための出資
- ✓ (回収) 出資株式の売却
- ✓ (事例) 大手銀行(ゾフン銀行、ウリ銀行、ソウル銀行等) および保険会社(デハン生命等)

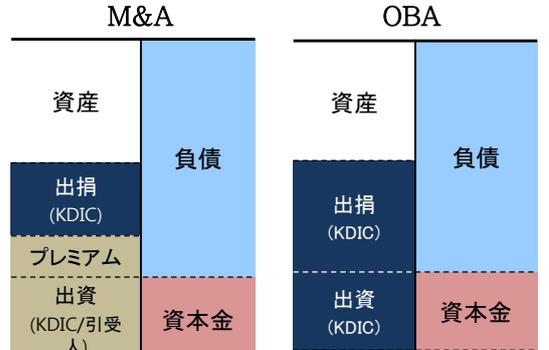
9

資金支援の例示(M&A, OBA)

B/S (資金支援の前)



B/S (資金支援の後)



* KDICは一定の期間経過後、出資株式の売却によって回収

10

IV. 韓国の金融機関破産財団の管理

金融機関の破産現況

- ✓ 閉鎖型整理法である保険金支払と契約移転(P&A)の場合に発生して、1997年アジア通貨危機以降、'14. 6月までに総485個の金融機関が破産
- ✓ 銀行5、保険会社11、証券4、総合金融機関22、相互貯蓄銀行118、信用協同組合325

金融機関破産の特性

- ✓ 金融機関は一般企業の場合より保有資産の規模が大きく、その内容が複雑であるので、管理に高度の専門性が要求される。特に、債権回収のために与信および担保の確保、資産運用、債券回収方法など、金融業務に関する専門知識が必要
- ✓ 金融機関の破産は金融だけではなく、経済全般に深刻な影響を与え、KDICの支援資金が回収されない場合、国家財政の負担に繋がるので一般の破産手続きより迅速で効率的な処理が必要
- ✓ 金融機関の負債は、その殆どが預金であるので、保険金の支払などを通じて債権を譲受けたKDICが最大債権者になる

預金保険公社の破産管財人の選任

- ✓ KDICの支援資金回収を最大化するために、破産財団資産の迅速な整理および管理費用の節減など、破産財団の効率的な管理が重要
- ✓ 公的資金管理特別法および預金者保護法は、KDICが資金を支援した金融機関が破産した場合、KDIC又はその役員及び職員を破産管財人として選任するように定めている。

11

IV. 韓国の金融機関破産財団の管理

➤ KDICの破産管財人選任に対する問題提起

- ✓ KDICは破産財団の最大債権者として直接的な利害関係があるのでKDICが破産管財人として選任されるのは公正性の問題があり、債権者平等の原則を違反

➤ KDICの意見

- ✓ KDICは、一般債権者とは別途の公的地位を持っており、破産管財人になったとしても基本的には裁判所に監督を受けて業務を遂行
- ✓ KDICは預金者保護法に従って設立された公共機関であり、その運営の公正性と透明性を担保するために多様な法的装置を備えており、国会、監査院、金融委員会等から監視・監督を受けている
- ✓ KDICは、破産の前、当該金融機関といかなる利害関係も持たなかったにも関わらず、破産の最大の被害者である預金者を保護するために資金を投入し、破産金融機関の義務を代わりに履行する機関である
- ✓ KDICが破産管財人として財団を効率的に管理する場合、その実益は配当によって全債権者に公平に分配されるはずなので、基本的に他の債権者たちと利害関係が一致

* アメリカ、カナダ、台湾、メキシコ、フィリピンなども預金保険機構の金融機関の破産管財人選任を法制化

➤ 憲法裁判所の合憲決定(憲裁決2001.3.15, 2001憲ガ1)

- ✓ 金融機関の倒産による経済的波及効果の深刻性および公的資金の迅速で効率的な回収の必要性などを鑑みると、KDICの破産管財人の選任は正当な立法目的を持っている
- ✓ KDICは破産債権者の一員であり、それと同時に金融経済秩序の安定のため積極的な公共の利益を果たしているため、他の破産債権者との関係において不合理な特別待遇をされているとは言えない
- ✓ KDICの法的地位と専門性等を鑑みると、合理性と正当性は備わっていると言えるので、適法手続の原則は違反しない

12

IV. 韓国の金融機関破産財団の管理

◆ 破産債権の届出

➤ KDICは、破たん金融機関を契約移転の方式で整理する場合、清算・破産方式の場合と債権者の比率を同じくすることで債権者間の衡平性を確保

- ✓ 契約移転方式においてKDICは、純資産不足額を出捐して、引受人から出捐金額に当たる契約移転の代金債権(引受人の未収金債権)を譲受け、破産債権として届け出る
- ✓ KDICは、KDICが保有債権を全額届け出ると、一般債権者は清算・破産方式と比べて破産配当金が少なくなる結果になるので、それを防ぐために、KDICは、契約移転時の債権者比率が維持できるように保有債権の一部だけを破産債権として届け出る

➤ 破産債権届出の例示

(契約移転の前)		(契約移転の後)		(破産宣告の後)	
移転財産 15	預金 100	残余財産 35	預保債権 80	残余財産 35	預保債権 50
残余財産 35	-5千以下 80		その他債権 20		その他債権 20
	-5千超え 20	配当率 35%		配当率 50%	
配当率 50%					

* KDICの破産債権届出：契約移転前の配当率を50%に維持するために総債権金額80のうち50だけを債権として届出

13

IV. 韓国の金融機関破産財団の管理

◆ 概算払金制度

- KDICは、契約移転の際に差し引かれる移転対象資産価額分を一般債権者と比べて優先経済される経済的効果が発生
 - ✓ 保険金支払後に破産した場合、すべての債権は破産配当手続を通じて換価されるので回収に相当な時間がかかるが、契約移転の場合、KDICは保険金として支払うべき預金額(移転負債)から移転対象の資産価額分を差し引いてから資金を支援するので破産配当による換価より優先弁済される効果がある
- KDICは一般債権者の経済的衡平性を補って、長期間の破産手続きの進行による不便を最小化するために、一般債権者も契約移転の時点において一部の配当金を優先的に受取る概算払金制度を運営
 - ✓ KDICが一般債権者から預金等の債権(破産債権)を買取り、将来に受取るべき破産配当金を現在価値に割引して支払う
 - ✓ 実際の破産配当金が概算払金を超える場合はその差額を清算金として追加的に支払う

14

Thank You !